



事故が起こった場合のご連絡先はこちら

万一、事故が起こった場合は遅滞なくご契約の代理店・扱者または以下にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター **0120-258-189** (無料)

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)からもご連絡いただけます。

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください!

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てすぐに住宅修理サービスなどの契約はされず、代理店・扱者または当社へご相談ください。

<一般社団法人 日本損害保険協会ホームページ>

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

こちらからアクセスできます



三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

ローン団体扱用
すまいの火災保険

2024年10月1日
以降始期契約用

北海道銀行で
住宅ローン等をご利用の皆様へ



すまいの保険

ご契約者さま専用のインターネットサービス



いつでも、どこでも、つながる安心
ご契約者さま専用ページ



便利1 契約内容の確認・変更

最新のご契約内容をご確認いただけます。
ご契約者さまの住所・連絡先等を変更できます。

引越をしたけど、どこに連絡すればいいの?

便利2 事故連絡・対応状況の確認

スマートフォンからいつでも事故のご連絡や、事故対応の状況をご確認いただけます。

事故の対応状況を確認したいけど、日中は電話ができない...

便利3 お役立ち情報の配信

お住まいの地域で災害が発生した際に、事故受付の連絡先等をご案内します。

万一の事故や災害時に慌てないよう、備えはできる?

ご利用方法 面倒な登録手順は不要!ご契約手続き時に自動でユーザーIDが作成されます* (初回ログイン時のみ、ご本人確認が必要です)

各種便利なサービスをご利用いただけますので、ご契約後すぐのログインをおすすめします!



スマートフォンなら、「LINE」やアプリからかんたんに「ご契約者さま専用ページ」をご利用いただけます

「LINE」からログインする場合の設定手順

- 「三井住友海上」を友だち追加 (右図の二次元コードから)
- メッセージのURLにアクセスしてログイン
※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。



「スマ保」アプリからログインする場合の設定手順

- 「スマ保」(三井住友海上が提供するスマートフォンアプリ)をダウンロード(右図の二次元コードから)
- 「スマ保」トップ画面から「ご契約者さま専用ページ」を登録



*当社の保険をご契約される個人のお客さま向けに、ご契約時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDを自動で発行し、SMSでご案内します。
※一部のご契約は、お手続き時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDが自動で登録されません。その場合当社公式サイトから、「ご契約者さま専用ページ」へご登録いただくことでご利用いただけます。

共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約(共同保険特約)に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

【三井住友海上(幹事会社)】引受割合 94% 【損保ジャパン】引受割合 4% 【あいおいニッセイ同和】引受割合 2%

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

指定紛争解決機関

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの
各種サービス



こちらからアクセスできます

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

北海道支店 金融法人課
〒060-8631 札幌市中央区北3条西2丁目6 札幌MTビル3F
TEL 011-213-3301

● ご相談・お申込先

株式会社北海道銀行 北海道建物株式会社 (共同取扱代理店)

札幌市中央区南3条西6丁目3番地2
TEL:011-281-2401 FAX:011-281-0135

すまいの安心を守る。

毎日を過ごすすまいだから、確実にお守りしたい。
すまいを取り巻くリスクにしっかりと備える
「GK すまいの保険 (ローン団体扱用)」で、
もうひとつ上の安心をご提供します。



火災も！自然災害も！暮らしのトラブルも！幅広い守備範囲でお客様の毎日をお守りします。

すまいを取り巻くリスクは、火災だけではありません。三井住友海上の『GK すまいの保険(ローン団体扱用)』では、6つのリスクから日常のトラブルまで、手厚い補償と迅速なサポート体制で、お客様の毎日をお守りします。



三井住友海上がお届けする | 5つの安心! |

安心
1

6つのリスク+地震への手厚い補償

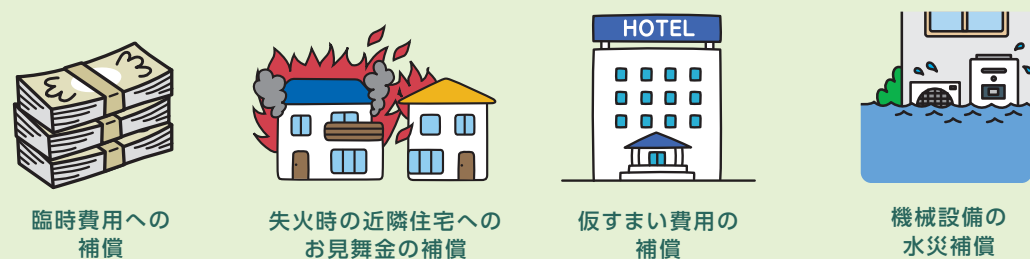
すまいを取り巻く6つのリスクや地震^(注)に対する建物や家財への補償はもちろん、被災時の想定外の出費に備える特約でしっかり補償。修理費だけでなく、万一の際に発生するさまざまな費用まで補償し、「生活再建」までお手伝いします。

(注)「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」とセットで地震保険をご契約された場合

万一に
安心!



特約で
さらに
充実!



安心 2 大規模災害時にも安心!24時間365日の迅速なサポート体制

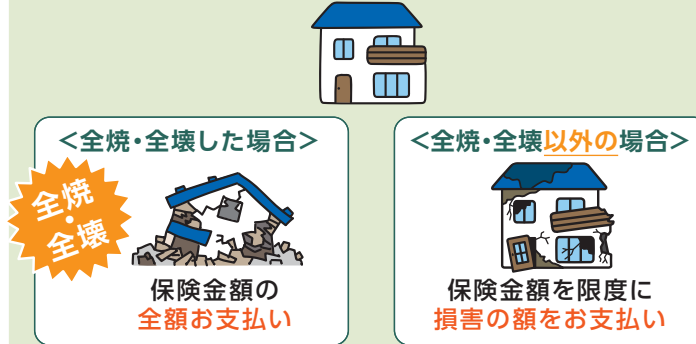
大規模災害発生直後から全国の拠点が連携して事故受付センターの要員体制を強化し、早急な事故対応を実現。24時間365日体制でお客さまをサポート。インターネットまたはお電話で24時間365日事故受付を行います。また、デジタル技術を活用したスムーズな保険金のお支払いでお客さまの生活再建をサポートします。



安心 3 古い建物でも安心!修理・新築できる金額をお支払い

古い建物や新築費用が不明な場合でも、おすまいを新築するために必要な額を「保険金額」として設定していただけます。万一のときにも安心して修理や建てかえを行っていただくことができます。

GK すまいの保険 ご契約時に評価



従来型の火災保険^(注)

従来の火災保険では、事故が起きた際に建物の評価を再度実施します。経年等による消耗分を差し引いた時価に基づいて保険金をお支払いするため、保険金額が全額お支払いできない場合があります。
(注)従来型の火災保険とは、住宅総合保険や、住宅火災保険等をいいます。

詳細は P07 P09

安心 4 家具や貴金属、庭に停めた自転車まで!建物内外の家財を幅広く補償

建物内に収容される家具や家電、貴金属などはもちろん、建物外の家財も補償の対象。玄関や庭の物置に収容している家財、自転車などもお守りします(家財を保険の対象とする場合)。
※保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容されている家財が対象です。

対象となる家財例



※業務専用は対象外です。

安心 5 水まわりのトラブルから賠償事故まで日常生活の「困った!」もサポート

水まわりのトラブルやカギあけ、24時間365日体制で無料で対応(状況によっては有料となる場合もあります)。専門スタッフが出張して対応します。また、自転車での接触事故や、漏水による階下の住人への損害など、賠償事故に備えるため手厚いオプション特約もご用意しています。



サービスや特約の詳細は P18 P21

パンフレットの構成

商品の特長…………… P1~4

- 安心1 充実の保険金
- 安心2 安心の損害サポート体制
- 安心3 建物の保険金のお支払い方法
- 安心4 敷地内家財の補償
- 安心5 日常生活のサポート

- 1 保険の対象…………… P5
- 2 ご契約プラン…………… P6
- 3 保険金額と免責金額…………… P7
- 4 お支払いする保険金…………… P9
- 5 地震保険…………… P11
- 6 オプションの特約自動セット特約…………… P13
- 7 保険期間と保険料の払込方法…………… P20

- 1 ご契約が満期を…………… P21 迎えるときのご案内
- 2 「暮らしのQQ隊」の…………… P21 ご案内
- 3 ご注意いただきたい…………… P21 事項

商品の特長

ご契約にあたりお決めいただくこと

その他
知っておいていただきたいこと

「万一」も、「毎日」もサポート!「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」のここをチェック

自然災害から、盗難、日常のトラブルまで! 幅広い補償やサービス・充実の保険金

万一のときに、頼れる存在であるために。「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」では、建物や家財の修理はもちろん、被災時の思いがけない出費を想定した手厚い補償・保険金をご用意。さまざまなリスクに対して、安心をお届けします。

ポイント 被災時の金銭的負担を軽減!

1 思いがけない出費に備えるさまざまな特約ラインアップ

被災時には、生活必需品の購入費、お見舞金や仮すまいの費用など、思いがけない出費が発生することがあります。「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」ではさまざまな特約をご用意し、お客様の生活再建をお手伝いします。

	被災時に使い道が自由の保険金がほしい	事故時諸費用特約/特別費用保険金特約	P.19
	自宅より出火し、近隣に延焼させてしまったときに、近隣へのお見舞金を補償してほしい	失火見舞費用特約/類焼損害・失火見舞費用特約	P.18
	自宅が復旧するまでの仮すまいの費用を補償してほしい	災害緊急費用特約/ライフライン停止時仮すまい費用等特約	P.14

ポイント 「現金を盗まれた!」「パソコンにコーヒーをこぼした!」盗難や突発的な事故もしっかりと補償

6つのリスクにしっかりと備える「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」なら、「盗難」や「破損、汚損等」も補償対象^(注)。泥棒に割られた窓ガラスの修理、盗まれた現金・通帳、自動車の飛び込みによる建物の損害、さらには誤ってコーヒーをこぼして故障したパソコンの修理なども補償します。

(注)いずれも「盗難」、「破損、汚損等」を補償するプランの場合に補償対象です。



ポイント 「トイレがつまった!」「カギをなくした!」暮らしのトラブルサポートも無料でご提供

暮らしのQQ隊
(水まわり・カギあけQQサービス)

専門スタッフが24時間365日体制で受付し、30分程度の水まわりの応急修理および30分程度の玄関ドアのカギあけサービスを無料でご利用いただけます。

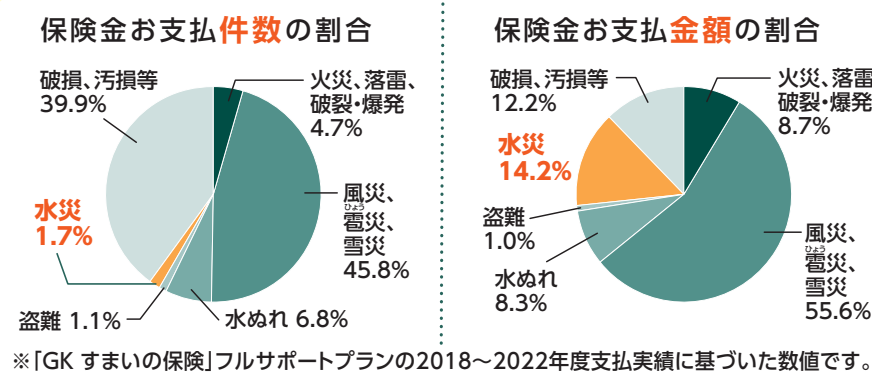
※「フルサポートプラン」、「セレクト(水災なし)プラン」限定のサービスです。



トピック 「水災」は、一度被災すると復旧に多額の費用がかかります

自然災害は近年、全国で頻繁に発生しています。特に、集中豪雨や台風による河川氾濫、内水氾濫、土砂災害といった「水災」は、一度被災すると復旧に多額の費用がかかります。

「GK すまいの保険」において、「水災」が保険金お支払件数に占める割合は1.7%ですが、保険金お支払金額では14.2%を占めており、被災すると多額の費用がかかることがわかります。



三井住友海上のプロ集団が連携! 大規模災害時にも安心! 24時間365日の迅速なサポート体制

万一のときに迅速に保険金をお支払いし、生活再建をサポートできるように、「三井住友海上」では専門スタッフと全国各地の保険金お支払センターが連携。デジタル技術を活用し、スタッフ一丸となってトータルサポートします。

ポイント 大規模災害発生時も全国ネットワークで迅速対応

大規模災害発生時には、災害発生直後から全国の拠点が連携して迅速に対応。被災地に集中していた災害対応を、全国の拠点ネットワークを活用して全面バックアップします。



ポイント スムーズな保険金支払いを実現



Webによる保険金請求手続き

事故サポートお客さま専用ページの利用登録していただくことで、「担当者とのWeb上でのメッセージ送受信機能」「対応状況の確認」「Webによる保険金請求手続き機能」「お支払内容の確認」など、お客さまに便利なサービスを24時間365日ご利用いただけます。



ドローン×AIとチャットボットを活用した「水災デジタル調査」

ドローン×AIによる浸水高測定と、チャットボットを活用したお客さまからの被害状況等の申告を基に、建物修理会社等や保険会社による現地調査を待つことなく迅速な保険金支払いを実現することが可能です。



三者間通話(同時通訳)サービスで17カ国語*に対応

日本語でのコミュニケーションが困難なお客さまを対象に、お客さま・オペレーター・当社担当者の三者で電話回線を同時接続。保険金請求手続きをサポートします。

※2024年3月現在

補償内容の詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご確認ください。

特約の詳細はホームページに掲載しています。

「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」は当社ホームページから!!
(<https://www.ms-ins.com>)



商品の特長

1 保険の対象

2 ご契約プラン

3 保険金額と免責金額

4 お支払いする保険金

5 地震保険

6 特約

7 保険期間と保険料の払込方法

その他 知っておいていただきたいこと

1 保険の対象

リスクに備える保険の対象をお決めください。

保険の対象

👉 オススメ! 家財セット割引が適用されます!

1 建物と家財の両方

2 建物のみ

建物

一戸建てまたは
マンション等の共同住宅



一戸建て



マンション

※居住用の建物に限ります。

家財(注)

家具、家電製品、衣類等



家具



家電製品



衣類



その他

(注)家財のみを保険の対象とするご契約はできません。
※保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に限ります。

※保険の対象の所有者を記名被保険者としてください。保険の対象が家財の場合は、記名被保険者および記名被保険者の親族が被保険者となります。

ぜひ、この機会に家財の保険のご契約をご検討ください。

家財には、家具、家電製品、衣類、寝具のほか、食器やゲーム機に至るまでさまざまなものがあります。
たとえば、4人家族(ご世帯主の年齢40才)の場合、標準的な家財の再調達価額は、1,400万円にもなります(2024年10月時点)。
万一の際に家財を一度に買いそろえると、思った以上に高額になります。家財の保険もお忘れなくご検討ください。

家財の保険金額の設定方法は P07

保険の対象に含まれるもの

※保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるもの限り、保険の対象に含まれます。
※建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66㎡未満の付属建物(物置、車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

付属建物 (物置、車庫等)		延床面積 66㎡未満 66㎡以上	建物契約の保険の対象に含まれます。 「屋外明記物件特約」をセットしていただくことで、保険の対象に含めることができます。 P16 セットしない場合は、保険の対象に含まれません。
畳、建具、 建物付属設備			建物契約の保険の対象に含まれます。
門、塀、垣			建物契約の保険の対象に含まれます。
屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)			建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき、敷地内一括で庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。 「屋外明記物件特約」をセットしていただくことで、屋外設備の100万円を超える損害についても補償が可能です。 P16
庭木			建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき、敷地内一括で屋外設備とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。同一の事故により保険証券記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。
貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等)			家財契約の保険の対象に含まれます。ただし、1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。 「家財明記物件特約」をセットしていただくことで、貴金属等の100万円を超える損害についても補償が可能です。 P16

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません。



(注)通貨、小切手等は、盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱いします。詳細は P09「お支払いする保険金の額」【家財の場合】(注)②
※破損、汚損等の事故の場合、ほかにも補償されない家財があります。詳細は P10「保険金をお支払いしない主な場合」②

2 ご契約プラン

リスクに応じたご契約プランをお決めください。

すまいを取り巻くリスクは、火災以外にもたくさんあります。6つのリスクをご確認いただき、リスクに応じたご契約プランをお決めください。

○: 補償されます(保険金をお支払いする事故) X: 補償されません

👉 オススメ!

マンション等の
共同住宅専用

すまいを取り巻く6つのリスク	建物の例	家財の例	フルサポートプラン	セレクト(破損汚損なし)プラン	セレクト(水災なし)プラン(注1)
1 火災、落雷、破裂・爆発 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	火災により建物が焼失した。 	落雷により家電製品が壊れた。 	○	○	○
2 風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます。)をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)	暴風で屋根が損害を受けた。 	雹で窓ガラスが割れ、家財が損害を受けた。 	○	○	○
3 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は6の事故になります。)	給排水設備が破損し、部屋が水びたしになった。 	マンション上階からの水漏れにより、家財が損害を受けた。 	○	○	○
4 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。	泥棒により窓ガラスが割られた。 	泥棒により現金や家財が盗まれた。 	○	○	○
5 水災(注2) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物または家財を収容する建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または保険の対象である建物または家財に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。	大雨による洪水で床上浸水し、建物が損害を受けた。 	大雨による洪水で床上浸水し、家財が損害を受けた。 	○(注3)	○(注3)	X
6 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	自動車が飛び込んできて、建物が損害を受けた。 	誤ってコーヒーをこぼしてパソコンを壊した。 	○	X	○

自動セットまたはオプション 特約 P13
自然災害や賠償事故等のさまざまなリスクに備える特約をご用意しています。

原則自動セット 地震保険 P11
「GK すまいの保険(ローン団体採用)」では補償されない地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。

安心のサービス付き 暮らしのQQ隊
(水まわり・カギあけQQサービス)

※上表に記載されたご契約プラン以外に、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」(注1) 1~4のリスクが補償されます。および「エコノミープラン」(1~2)のリスクが補償されます。これらのプランには暮らしのQQ隊はセットされません。

(注1) 保険の対象である建物が共同住宅の場合にご選択いただけます。
(注2) 水災の認定は、建物ごとに行い、庭木、屋外設備等は、これらが付属する建物の水災の認定によるものとします。敷地内の屋外に所在する家財については、その建物に収容される家財の水災の認定によるものとします。
(注3) 5水災による損害については、支払限度額を縮小して損害保険金をお支払いする水災支払限度額特約をセットして保険料のご負担を抑えることもできます。詳細は P15

※保険の対象が建物の場合、家財の損害は補償されません。

ワンポイント 暮らしのQQ隊 は、水まわりの応急修理やカギあけを無料で手配するサービスで、「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のみにセットされます。ご契約後はプランを変更することができませんので、安心のサービスが付いた充実補償の「フルサポートプラン」をおすすめします!
※サービスのご利用には一定の条件があります。詳細は P21

商品の特長
1 保険の対象
2 ご契約プラン
3 保険金額と
免責金額
4 お支払いする
保険金
5 地震保険
6 特約
7 保険期間と
保険料の払込方法
その他 知ってほしいこと

3 保険金額と免責金額

保険の対象ごとに保険金額と免責金額をお決めください。

保険金額の設定方法

建物と家財について、保険金額をお決めください。

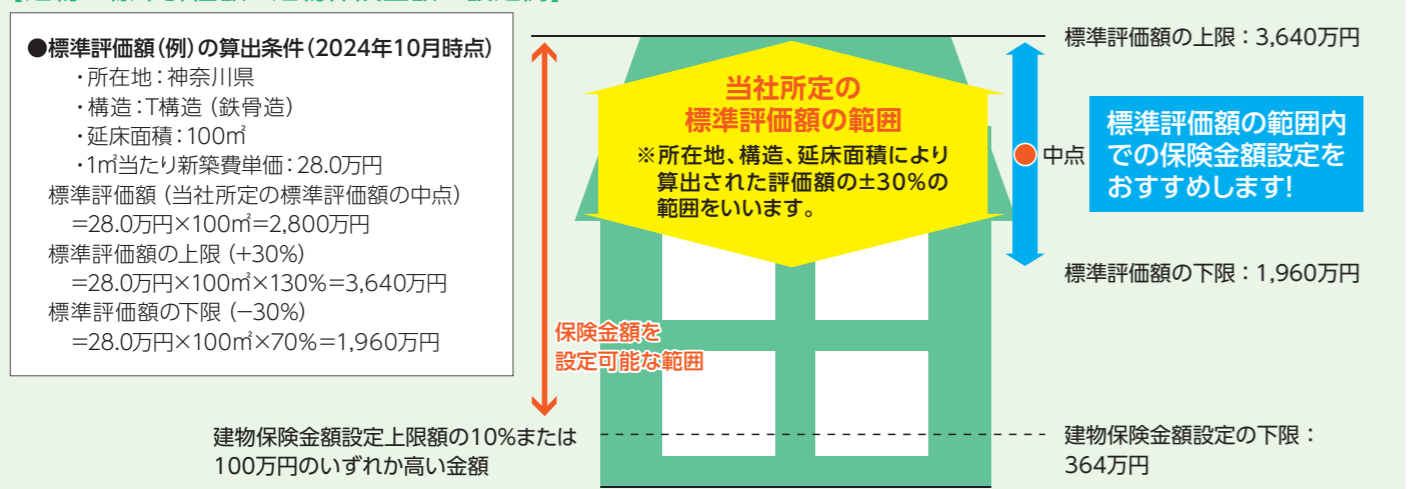
※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。P12

1 建物の場合

建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限(建物保険金額設定上限額)^(注)以下とし、上限額の10%または100万円のいずれか高い金額以上でお決めください(1万円単位)。

(注)標準評価額の上限を超える評価額(個別評価額)の根拠をご提示いただいた場合には、その個別評価額を建物保険金額設定上限額とすることも可能です。なお、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料(不動産売買契約書(写)や工事請負契約書(写)等)のご提出が必要となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定例】



●建物保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- 標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、標準評価額の範囲内でご設定いただくことをおすすめします。
- 建物の基礎、門・塀・塙、付属建物(延床面積が66㎡未満の物置・車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含めない場合は、標準評価額が変更となります(マンション戸室の場合を除きます。)
- 同一の建物について、保険金額を分割して複数ご契約されると、契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

2 家財の場合

家財保険金額は再調達価額以下とし、50万円以上でお決めください(1万円単位)。

【ご参考】標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安(2024年10月時点)

家族構成	夫婦のみ	夫婦+子ども(18才未満)1人	夫婦+子ども(18才未満)2人
世帯主の年齢			
27才以下	550万円	640万円	730万円
28才~32才	710万円	800万円	890万円
33才~37才	990万円	1,080万円	1,170万円
38才~42才	1,220万円	1,310万円	1,400万円
43才~47才	1,400万円	1,490万円	1,580万円
48才以上	1,480万円	1,610万円 (子どもは18才以上の場合)	1,700万円 (子どものうち1人は18才以上の場合)

※上表は再調達価額の目安となります。上表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
※1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は、評価額(再調達価額)に含まれません。

●家財保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- 同一の敷地内に収容される家財について、保険金額を分割して複数ご契約されると、契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。
- 家財の保険金額が再調達価額を超過する場合は、その超過分については保険金をお支払いしません。

免責金額の設定方法

免責金額(保険金をお支払いする際に自己負担となる金額)を建物、家財それぞれお決めください。

2 風災、雹災、雪災の事故に関して固有の免責金額を設定していただけます。建物、家財の免責金額としてお決めいただいた免責金額と同額以上で、0万円、1万円、3万円、5万円、10万円、または20万円の中からお選びください。

※建物や家財のほか、屋外明記物件特約、家財明記物件特約および自宅外家財特約の2 風災、雹災、雪災の事故にも同じ免責金額が適用されます。
免責金額を高く設定すると、保険料のご負担を軽減できますが、事故の際の自己負担額が大きくなりますので、慎重にご検討ください。

お選びいただける免責金額

0万円 1万円 3万円 5万円 10万円(建物のみ) 20万円(2 風災、雹災、雪災の事故のみ)

⚠️ 0万円 1万円 3万円 のいずれかをお選びいただいた場合でも、以下のとおり、事故の種類等によっては異なる免責金額を適用します。

- 3 水ぬれと 6 破損、汚損等の事故には、免責金額5万円を適用します。
 - 屋外明記物件特約、家財明記物件特約および自宅外家財特約について、3 水ぬれと 6 破損、汚損等の事故には、免責金額5万円を適用します。
 - P16 建物電氣的・機械的的事故特約(専用・併用住宅用)については、免責金額5万円を適用します。
- ※事故の種類は、P06 ご契約プランの表内の「すまいを取り巻く6つのリスク」をご参照ください。

ワンポイント

【免責金額の設定例】

フルサポートプランに建物電氣的・機械的的事故特約(専用・併用住宅用)をセットした場合

ケース① 保険料のご負担を抑えたい場合

建物免責金額: 5万円、家財免責金額: 1万円、2 風災、雹災、雪災の免責金額: 建物・家財いずれも10万円を選択。

保険金をお支払いする事故	建物に適用される免責金額	家財に適用される免責金額
1 火災、落雷、破裂・爆発	5万円	1万円
2 風災、雹災、雪災	10万円 ❶	10万円 ❶
3 水ぬれ	5万円	5万円 ❷
4 盗難	5万円	1万円
5 水災	5万円	1万円
6 破損、汚損等	5万円	5万円 ❷
— 電氣的・機械的的事故	5万円	—

❶ 2 風災、雹災、雪災の事故は、免責金額10万円が適用されます。

❷ 3 水ぬれと 6 破損、汚損等の事故は、家財の免責金額を1万円とした場合でも、本ページ上部 ⚠️ のとおり免責金額5万円が適用されます。

ケース② 万一の事故の際の自己負担額を減らしたい場合

建物免責金額: 0万円、家財免責金額: 0万円を選択。

保険金をお支払いする事故	建物に適用される免責金額	家財に適用される免責金額
1 火災、落雷、破裂・爆発	0万円	0万円
2 風災、雹災、雪災	0万円	0万円
3 水ぬれ	5万円 ❶	5万円 ❶
4 盗難	0万円	0万円
5 水災	0万円	0万円
6 破損、汚損等	5万円 ❶	5万円 ❶
— 電氣的・機械的的事故	5万円 ❶	—

自分に合った免責金額はどんなパターンかな…



❶ 3 水ぬれと 6 破損、汚損等および電氣的・機械的的事故は、建物、家財の免責金額を0万円とした場合でも、本ページ上部 ⚠️ のとおり免責金額5万円が適用されます。

4 お支払いする保険金

お支払いする保険金の額や、保険金をお支払いしない場合についてご説明します。

お支払いする保険金の額

1 損害保険金

【建物の場合】

【全焼・全壊^(注1)の場合】 **損害保険金** = **建物保険金額**

全焼・全壊時には、**建物保険金額の全額をお支払いします!**

【全焼・全壊以外の場合】 **損害保険金** = **損害の額** - **免責金額(自己負担額)**

ただし、損害保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき建物保険金額を限度^(注2)とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

<建物等の復旧義務について> 保険の対象である建物等^(注3)に損害が発生した場合、原則、損害が発生した日から2年以内にその保険の対象を復旧^(注4)しなければなりません。復旧しない限り、当社は保険金をお支払いしません^(注5)。

(注1)全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積

保険の対象である建物の延床面積

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

(注2) 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。また、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。なお、庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

(注3) 特定機械設備水災補償特約、建物電氣的・機械的的事故特約(専用・併用住宅用)および屋外明記物件特約における保険の対象を含みます。

(注4) 損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注5) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービスにご注意ください

台風等の自然災害に乗じて、「保険が使える」と住宅修理サービスの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者の多くは、「保険金の使い道は自由だから実際に修理をしなくても良い」と勧誘し、**保険金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取ります**。当社は、このような業者への対策を強化し、お客さまの大切なおすまいの修理や再取得をお支えするという火災保険本来の目的を果たすため、復旧義務を導入しています。

「GK すまいの保険(ローン団体抜用)」では、原則、保険の対象を復旧しない限り保険金をお支払いしませんので、住宅修理サービスの勧誘を受けてもすぐに契約せず、代理店・扱者または当社にご相談ください。



【家財の場合】

損害保険金 = **損害の額** - **免責金額(自己負担額)**

ただし、損害保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき家財保険金額を限度^(注)とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注) 以下の保険の対象に発生した損害に対しお支払いする損害保険金は①～③のとおりです。ただし、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。

① 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、損害保険金の額は1個または1組につき100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

② 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき30万円を限度とします。

③ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害が発生した場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

●損害の額の算出方法(【建物の場合】【家財の場合】共通)

損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。

2 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があり、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用を支出したときに、その実費をお支払いします。

(例) 消火活動のために使用した消火薬剤を再度購入するための費用

3 権利保全行使費用

損害保険金をお支払いする事故があり、他人に損害賠償を請求することができる場合において、損害賠償の請求に必要な手続費用を支出したときに、その実費をお支払いします。

(例) 損害賠償請求書を送付するための内容証明等の郵送料、交渉のために要した交通費や電話代

保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由(釘浮き、ゆがみ、ずれ等を含みます。)またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害^(注1)
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷(釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれ等を含みます。)または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害^(注2)
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって発生した損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。)
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害

(注1)

(例) 老朽化して自然に壊れた場合。または、もともと老朽化していた箇所が、台風の際に壊れた場合



(注2)

(例) 屋根が劣化しており、台風の際に雨水が吹き込んだ場合 (例) 開けっ放しの窓や、換気口等から雨水が吹き込んだ場合



室内に雨漏り

②「破損、汚損等」については、上記①の損害のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 電氣的・機械的的事故によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- 次の家財に発生した損害
 - ・船舶、航空機
 - ・無人機・ラジコン
 - ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具

等

すまいを取り巻く6つのリスクについて、あらためてご確認ください。詳細は P06

1 失火やもらい火による火災、落雷、ガス爆発などの破裂・爆発	2 風災、雹災、雪災による建物や家財の損壊	3 給排水設備に発生した破損などによる水ぬれ	4 泥棒に窓ガラスを割られたなどの損害や家財の盗難	5 台風や集中豪雨に伴う川の氾濫などによる水災	6 自動車の飛込や不注意などによる破損、汚損等

5 地震保険 (原則自動セット)

地震保険は震災後の生活再建のサポートを目的として、政府と共同で運営しています。

補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」では、地震等を原因とする損害は補償されません(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。)

	地震による火災で建物が焼失した		地震で建物が損壊した
	地震による津波で建物が流された		地震で家財が損壊した

保険の対象

地震保険の保険の対象は、「**居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)**」または「**家財(居住用の建物に収容されている場合に限りま)**」です。

※「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」で保険の対象となっているものに限りま。

- ⚠ 保険の対象とならないもの** (「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)
- 屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除く)、庭木
 - 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - 自動車、バイク(原動機付自転車を除く)

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の**100%・60%・30%・5%**を定額でお支払いします(実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。)

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは認定基準が異なります。)。保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。

損害の程度	保険金をお支払いする場合				お支払いする保険金の額
	建物		家財		
全損 	建物の時価額の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価額の 80%以上		地震保険金額の 100% [時価額が限度]
大半損 	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財全体の時価額の 60%以上80%未満		地震保険金額の 60% [時価額の60%が限度]
小半損 	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財全体の時価額の 30%以上60%未満		地震保険金額の 30% [時価額の30%が限度]
一部損 	建物の時価額の 3%以上20%未満	床上浸水 主要構造部の損害の程度が全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物について、 床上浸水 または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財全体の時価額の 10%以上30%未満		地震保険金額の 5% [時価額の5%が限度]

- ※ 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- ※ 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生したときに遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ※ 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります(2024年7月現在)。
- ※ 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

	保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害 (例) 地震発生後に泥棒が入り家財が盗まれた		門、塀、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに発生した損害 (例) 門や塀のみに損害があった
	地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害 (例) 発生から20日経ってから壁が崩れた		損害の程度が一部損に至らない損害 (例) 建物の主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%未満の場合

保険金額と保険期間

地震保険の保険金額は、「**GK すまいの保険(ローン団体扱用)**」の**保険金額の30%~50%**の範囲内でお決めください。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。

(注) 複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯が異なる戸室ごとに5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

※ 地震保険に2契約以上ご契約されている場合は、保険金額を合算して右記の限度額を適用します。

地震保険の保険期間および保険料の払込方法は、「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」と同じです。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 (注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

お申込みについて

- 地震保険を単独でご契約いただくことはできません。「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」とあわせてお申込みください。
- 地震保険は**原則自動セット**としています。地震保険をご契約されない方は、書面によるお申込みの場合、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名または押印してください。保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⚠ 警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

割引制度について

地震保険の保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の(写)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類(割引率)	適用条件	ご提出いただく確認資料(注1)
免震建築物割引(50%)	免震建築物(注2)に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注3)により作成された書類(注4)のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(注5)(注6) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限りま)」等
耐震等級割引(耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%)	耐震等級(注2)を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(注5) 例)「フラット35Sの適合証明書」等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(注6) 例) a.「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
耐震診断割引(10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等
建築年割引(10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」、「建物引渡証明書」

- (注1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- (注2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
- (注3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
- (注4) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限りま。
- (注5) 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
- (注6) 「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払い込んでいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます(平成19年1月改正)。

※ 地震保険料控除は保険料を実際に払い込んでいただいた年に行われます(口座振替の場合、「実際に払い込んでいただいた年」は、振替日の属する年となります。)。なお、始期日より前に払い込んでいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払い込んでいただいたものとして取り扱われます。※ 2年以上の契約で保険料を一括して払い込んでいただいた場合、一括払保険料を保険期間(年数)で割った保険料を毎年払い込んでいただいたものとして取り扱われます。

6 オプションの特約 自動セット特約

豊富なおすすめオプションでお客さまに最適な補償プランをご提案します。

自然災害に備える特約 P14

避難を要する災害が発生した場合の補償等を充実させることができます。

建物省エネ化費用特約

省エネ基準適合

災害緊急費用特約

ライフライン停止時仮すまい費用等特約

■地震火災費用特約 ■特定機械設備水災補償特約 ■水災支払限度額特約

建物や家財の補償を充実させる特約 P16

建物設備や敷地外への持ち出し家財の補償等を充実させることができます。

屋外明記物件特約

家財明記物件特約

自宅外家財特約

■建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用) ■バルコニー等専用使用部分修繕費用特約

賃貸オーナー向けの特約 P17

事故により家賃収入が得られなくなった場合や賃貸業務に関する賠償等に備えることができます。

家賃収入特約

家主費用特約

賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

■マンション居住者包括賠償特約

その他の特約 P18

日常生活における賠償事故や近隣の方への賠償等に備えることができます。

日常生活賠償特約

受託物賠償特約

類焼損害・失火見舞費用特約

■弁護士費用特約 ■失火見舞費用特約 ■防犯対策費用特約
■事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約 ■事故時諸費用(火災等限定)特約 ■特別費用保険金特約

保険金をお支払いしない主な場合については、「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」をご確認ください。また、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

⚠ 補償の重複についてご確認ください

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

日常生活における損害賠償	日常生活賠償特約 詳細は P18	※自動車保険契約、傷害保険契約等他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。
交渉を弁護士に依頼する費用	弁護士費用特約 詳細は P18	
外出時に持ち出した家財等に発生した損害	自宅外家財特約 詳細は P16	※傷害保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。
預かり品の持ち主に對する損害賠償	受託物賠償特約 詳細は P18	
ライフラインの供給が停止した際に生じる費用	ライフライン停止時仮すまい費用等特約 詳細は P14	※同一物件で建物と家財にそれぞれセットした場合、同様に補償されます。
火災等の事故による隣家に与えた損害・見舞金	類焼損害・失火見舞費用特約 詳細は P18	
賃貸建物の保守、管理等に関する損害賠償	賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約 詳細は P17	※同一物件の複数のご契約にそれぞれセットした場合、同様に補償されます。

自然災害に備える特約

特約の詳細は「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」をご確認ください!



建物省エネ化費用特約

おすすめオプション

次の1)~2)の条件をすべて満たすご契約にセットできます。
 1) 保険の対象とする建物の建築年月日が2017年12月31日以前であるご契約。ただし、保険の対象である建物がマンション戸室のご契約を除きます。
 2) 建物保険金額を当社が定める標準評価額の midpoint (詳細は P07) × 80% 以上で設定しているご契約。

保険金をお支払いする場合

建物の損害に対して損害保険金が支払われ、その損害が「全焼・全壊(詳細は P09)」に該当した場合に、保険の対象である建物を「省エネ基準適合建物(注)」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)。

(注) 省エネ基準適合建物とは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。



災害緊急費用特約

おすすめオプション

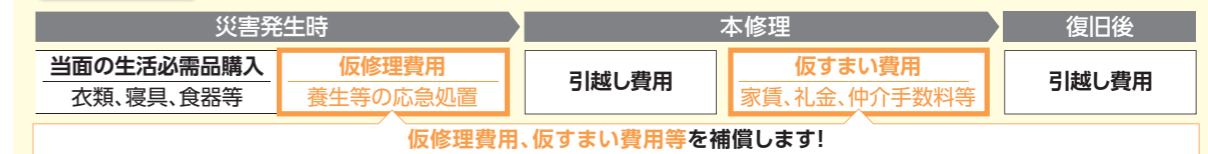
すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用等を実費でお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・損害が生じた建物の本修理費用 ・仮すまい先への引越し費用

ワンポイント 水災時に発生する高額費用に備えることができます!



ライフライン停止時仮すまい費用等特約

おすすめオプション

・災害緊急費用特約付きのご契約にセットできます。
 ・保険期間の中途でのセットや削除はできません(始期日応当日を除きます。)

保険金をお支払いする場合

事業者からの電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して供給停止し、一時的にすまいに居住することが困難となった場合に必要となる仮すまい費用等を実費でお支払いします(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・計画停電の際の発電機レンタル費用 ・地震により断水した際のホテル宿泊費用



地震火災費用特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に保険金額の一定割合をお支払いします。

地震火災費用特約は、以下の3パターンの中からご選択いただけます。

パターン	お支払いする保険金の額	支払限度額(注)
①	保険金額 × 5%	100万円
②	保険金額 × 30%	限度額なし
③	保険金額 × 50%	限度額なし

(注) 1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額です。72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・地震により家具がたおれて床に穴が開いた

ワンポイント 地震等を原因とする火災による損害は最大で火災保険金額の100%まで補償されます

地震保険とあわせて地震火災費用特約パターン③(保険金額×50%・限度額なし)をセットすることで、地震等を原因とする火災に限り(注1)、最大で火災保険金額の100%まで補償(注2)することができます。

(注1) 地震による損壊や津波による流失は含まれません。(注2) 地震保険を火災保険の保険金額の50%でセットした場合

商品の特長

1 保険の対象

2 ご契約プラン

3 保険金額と
免責金額

4 お支払いする
保険金

5 地震保険

6 特約

7 保険期間と
保険料の払込方法

その他 知っておいて
いただきたいこと



特定機械設備水災補償特約

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・水災支払限度額特約付きのご契約にはセットできません。
- ・保険期間の途中でのセットや削除はできません(始期日当日を除きます。)

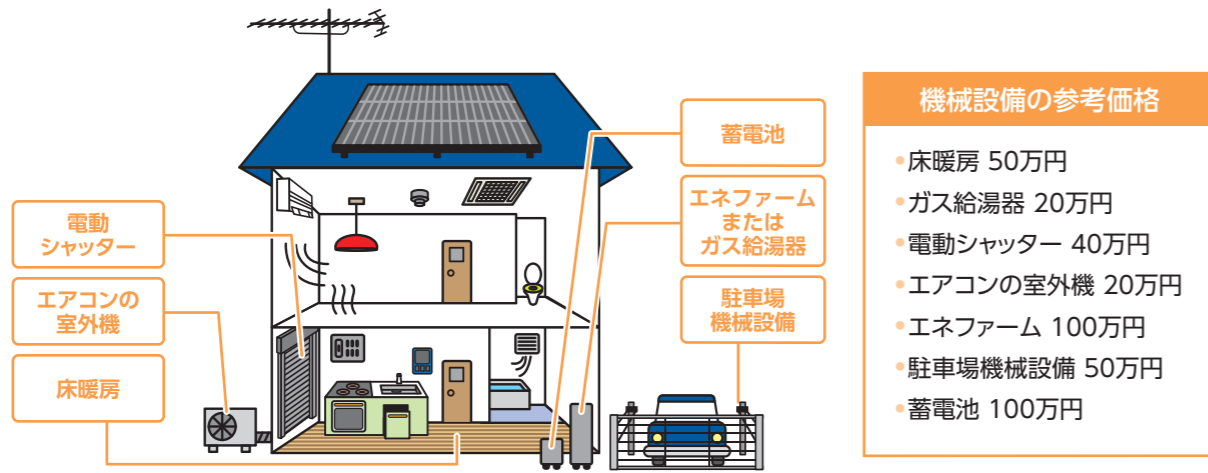
保険金をお支払いする場合

台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等により、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金における5水災の事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、保険金をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・庭に保管していた原動機付自転車が、豪雨で浸水して使えなくなった
- ・水災被害により、機械設備にさびが生じた

特定機械設備水災補償特約の対象となる主な機械設備



保険料のご負担を抑えるために、水災補償対象外プランへのご契約を検討されている方...

水災料率が細分化され、所在地ごとのリスクに応じた保険料となりました。

地域ごとの水災リスクの違いによる保険料の公平性向上を図るため、全国一律であった水災料率を細分化しました。水災等地は市区町村別に、保険料の最も安い「1等地」から最も高い「5等地」までの5つの区分とします。損害保険料率算出機構のホームページ(<https://www.giroj.or.jp>)から、すまいの地域の水災等地を検索いただけます。

水災支払限度額特約をおすすめします。

水災支払限度額特約をセットすることで、水災を補償する「フルサポートプラン」や「セレクト(破損汚損なし)プラン」でも、保険料のご負担を抑えることができます。

⚠ 水災の事故で想定される損害額を十分に考慮していただいたうえで、ご契約プランおよび本特約のセット要否をご確認ください。

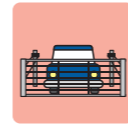
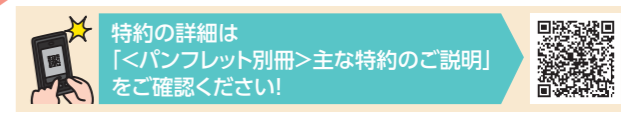
水災支払限度額特約

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・特定機械設備水災補償特約付きのご契約にはセットできません。
- ・保険期間の途中でのセットや削除はできません。

保険金をお支払いする場合

5水災の事故により損害が発生した場合、支払限度額を建物保険金額または家財保険金額の30%(注)に縮小して保険金をお支払いします。

(注)ご希望により、10%とすることもできます。



屋外明記物件特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

屋外明記物件(建物が所在する敷地内に設置される大型の車庫や屋外設備等のうち保険証券に明記したものに発生した損害を補償します(1回の事故につき屋外明記物件保険金額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・屋外明記物件として保険証券に明記した物置の床が腐って、穴が開いた



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含むご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

家財明記物件(建物が所在する敷地内に収容される貴金属等のうち保険証券に明記したものに発生した損害を補償します(1回の事故につき家財明記物件保険金額が限度(注))。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。(注)4盗難または6破損、汚損等の事故により損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。*家財明記物件特約をセットしない場合の保険の対象はP05

家財明記物件の対象となるもの	家財明記物件の対象とならないもの
指輪、ネックレス リビングに飾っている絵画 <small>*1個または1組につき100万円を超える損害について補償を希望される場合で、保険証券に明記したもの</small>	ピアノ 仏壇 日常利用している高価な腕時計 <small>*鑑賞・装飾用でない場合(家財として補償されます)</small>

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・保険証券に明記したダイヤモンドの指輪を紛失した



自宅外家財特約

家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

自宅外家財(注)に発生した損害を補償します(1回の事故につき自宅外家財保険金額が限度)。(注)自宅外家財とは、保険証券記載の建物が所在する敷地外にある家財で、日本国内外で携行している家財(携行中家財)と日本国内に所在する携行中家財以外の家財(敷地外収容家財)をいいます。

補償対象となる主な自宅外家財	補償対象とならない主な自宅外家財
車いす ベビーカー 携帯ゲーム機 別荘に置いてある家財 ゴルフ用具 キャンプ用品 楽器 スキー・スノーボード用具	自転車 漁具 携帯電話・スマホ ウェアラブル端末 パソコン 眼鏡

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・財布をどこかで紛失した



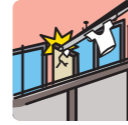
建物電氣的・機械的的事故特約(専用・併用住宅用)

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・保険期間の途中でのセットはできません。
- ・建物の築年数が10年1か月以上であるご契約には、新たにセットできません。

保険金をお支払いする場合

電氣的・機械的の事故により、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害を補償します(1回の事故につき建物保険金額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・バッテリーが消耗したので交換した ・長年使っていたエアコンが経年劣化により故障した



バルコニー等専用使用部分修繕費用特約

自動セット

保険の対象がマンション戸室等の建物のご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の専用使用権を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します(1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・黄砂の影響でベランダの窓ガラスが酷く汚れた



家賃収入特約

賃貸建物を保険の対象とするご契約にセットできます(空室数が5割を超える場合はセットできません。)

保険金をお支払いする場合

火災等の事故によって賃貸している建物の家賃収入が得られなくなった場合の損失を補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例 ・入居者が家賃を滞納し、夜逃げした ・害虫が大量発生したため、業者に清掃を依頼した



家主費用特約

「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、家賃収入特約付きのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

賃貸住宅(注1)内で死亡事故(注2)が起きたことにより空室期間や家賃値引期間が発生した際の家賃の損失や、清掃、脱臭、遺品整理等にかかる費用を補償します。

(注1)居住者が賃借する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。一戸建ての場合には、付属建物およびその敷地を含みます。

(注2)死亡事故とは賃貸住宅内での自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例 ・入居者が病院で病死したが、親族がならずオーナーが遺品整理費用を負担した



賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

賃貸建物を保険の対象とするご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

賃貸建物の保守、管理等に起因する賠償事故を補償します。示談交渉サービスはありません。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例 ・所有する賃貸建物の管理不備が原因で、同居の親族がケガをした



マンション居住者包括賠償特約

示談交渉サービス付

賃貸マンション等の共同住宅建物を保険の対象とするご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

賃貸マンションや賃貸アパートのすべての居住者等を対象に日常生活での賠償事故等をまとめて補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例 ・自転車で、同居の子どもにケガを負わせた ・近隣住民から騒音を原因とする損害賠償請求を受けた

示談交渉
サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

(示談交渉サービス付の特約の場合)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引受けします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

⚠️ 次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・賠償事故について、日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」
をご確認ください!



示談交渉サービス付



日常生活賠償特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

日本国内もしくは国外において日常生活で他人に与えた損害や、日本国内において線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたことによる損害を補償します(1回の事故につき3億円限度)。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
・台風で自宅の屋根瓦が飛び、隣家の窓を壊した(損害賠償責任は発生しなかったが弁償したい)
・車を運転中、交通事故を起こしてしまいケガを負わせた



弁護士費用特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受けたりして、相手の方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円限度)や、法律相談を行う場合の費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円限度)を補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
・離婚の慰謝料について弁護士に相談した
・ネット上で中傷されたトラブルについて弁護士に相談した



受託物賠償特約

示談交渉サービス付

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

預かり物やレンタル品を壊してしまった場合など、持ち主に与えた損害を補償します(1回の事故につき30万円(注)限度)。(注)ご希望により、100万円を限度とすることもできます。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例 ・人から借りた自動車をぶつけてしまった



失火見舞費用特約／類焼損害・失火見舞費用特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする場合

火災、破裂・爆発の事故で、隣家に損害が発生した場合に支払った見舞金の費用等を補償します(1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。類焼損害・失火見舞費用特約は、前記に加え、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、隣家に発生した損害も補償します(1回の事故につき1億円限度)。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
・寝たばこにより火災を発生させ(重過失に該当し)、隣家に火が燃え移った(失火見舞費用保険金のみ)
・地震により自宅から火事が発生し、隣家に火が燃え移った



特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な特約のご説明」
をご確認ください!



防犯対策費用特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した建物の改造費用や防犯機器等の設置費用(1回の事故につき20万円限度)、またはドアのカギが盗難にあった場合に要したドアの錠の交換費用(1回の事故につき10万円限度)を補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・犯罪行為は発生していないが、防犯対策として玄関に防犯カメラを設置した

ワンポイント

防犯対策費用保険金は事故時諸費用保険金とは別にお支払いします!

上記の「保険金をお支払いする場合」に該当する場合、防犯対策費用保険金は事故時諸費用保険金とは別にお支払いします。
※「盗難」を補償しないご契約プランの場合でも、防犯対策費用保険金のみお支払いします。



事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約

自動セット

・すべてのご契約に自動セットされますが、セットしないこともできます。
・事故時諸費用(火災等限定)特約付きのご契約にはセットできません。

保険金をお支払いする場合

1 火災、落雷、破裂・爆発、2 風災、雹災、雪災、4 盗難(注)、5 水災ならびに特定機械設備水災補償特約で損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)。

(注)「通貨、小切手、印紙、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。

事故時諸費用(火災等限定)特約

・事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約付きのご契約にはセットできません。

保険金をお支払いする場合

1 火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)。

<例>フルサポートプランの場合のお支払対象事故

○…補償されます ×…補償されません

お支払対象事故(注1)	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等
事故時諸費用 (火災・風水災等限定)特約	○	○	×	○(注2)	○	×
事故時諸費用 (火災等限定)特約	○	×	×	×	×	×

(注1) 損害保険金が支払われるべき場合に限り。また、電氣的・機械的の事故は支払対象外となります。

(注2) 損害保険金(家財)における「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。



特別費用保険金特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円限度)。

保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

保険期間

2年以上5年以下の整数年でお決めください。

※満期日は住宅ローン等の完済予定年月+1年以内となるようにお決めください。

<保険期間5年で自動継続特約(長期用)をセットする場合>

「予定継続期間」および「継続方式」をお決めください。ご契約の終了する日(始期日から5年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約で自動継続されます。

※自動継続される約2か月前に「自動継続のご案内」をお送りします。

※当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます(保険料が変更となる場合があります。)。また、建築費または物価の変動等に従って建物保険金額の調整を行う場合があります。

予定継続期間

6年以上40年以下の整数年でお決めください。また、予定継続期間満了日は住宅ローン等の完済予定年月+1年以内となるようにお決めください。

初回契約の始期日から「予定継続期間」が経過した時(例:「予定継続期間」を20年で設定した場合は、初回契約の始期日から20年後)に自動継続(補償)が終了となります。

継続方式

1年ごとに自動継続される「1年継続方式」または、原則5年ごと(注)に継続される「長期継続方式」のいずれかをお選びください。
(注) 予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合には、その年数となります。

保険料の払込方法

保険料を一括して払い込む長期一括払となります。

保険料の払込方法は、団体を構成する金融機関等により異なります。詳しくは、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他 知っておいていただきたいこと

1.ご契約が満期を迎えるときのご案内

ご契約が満期を迎えるときは、当社から保険契約者の皆さまに満期のご案内をお送りします。自動継続特約(長期用)がセットされたご契約が満期を迎えるときは、保険契約者の皆さまに自動継続のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって手続方法が異なります。

※保険期間が3年以上のご契約につきましては、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認いただくことができます。
なお、「ご契約者さま専用ページ(詳細は25頁)」にご登録済の場合は、同ページに「ご契約内容のお知らせ」を配信させていただくことがあります。配信前にスマートフォンあてのショートメッセージ等によりご案内します。

2.「暮らしのQQ隊」のご案内

専門スタッフが24時間365日体制で受付し、30分程度の水まわりの応急修理および30分程度の玄関ドアのカギあけに要する作業料、出張料が無料でご利用いただけます。暮らしのQQ隊をご利用の際は、事前に専用ダイヤル(無料)にお電話ください。


暮らしのQQ隊

水まわりQQサービス


カギあけQQサービス

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!)
●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)

水まわりQQサービス
給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス
玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは当社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。
※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券と同封されるほか、「ご契約者さま専用ページ」でもご確認いただけます。

※一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。また、サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

⚠ 暮らしのQQ隊は、「フルサポートプラン」、「セレクト(水災なし)プラン」限定のサービスです。
暮らしのQQ隊をご利用の際は、事前に専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。

3.ご注意いただきたい事項

- 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は、住宅ローン等をご利用の方向けの保険です。
- 保険料は、保険金額・保険期間・建物(家財を収容する建物を含みます。)/の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。なお、建物と家財を1つの保険申込書で同時にお申込みいただく場合、割引が適用されます(家財セット割引)。詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、団体扱(ローン利用者)特約付すまいの火災保険「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。また、ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。ご不明な点は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料につきましては、追加のご請求をする場合があります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 保険契約者は、始期日において保険の対象である建物の建設、購入または改良のための資金を金融機関から借り入れた方(債務者)^{(注1)(注2)(注3)}となります。
(注1)独立行政法人 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)に基づく融資制度により、金融機関から資金を借り入れた場合を含みます。
(注2)融資実行前であっても、始期日において、金融機関と融資に関わる金銭消費貸借契約を締結している方および金融機関から書面による融資決定通知等を受領している方を含みます。
(注3)保険期間中に保険契約者(または記名被保険者)が死亡した場合、相続人への名義変更を行うことができます。
- 保険の対象である建物が共有建物である場合には、保険申込書にすべての記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずお伝えください。

<団体扱(ローン利用者)割引について>

- ローン借入金金融機関等における火災保険取扱件数等に応じて適用される割引(「団体扱(ローン利用者)割引」)です。詳しくは、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

<銀行等が代理店・扱者となる場合のご注意>

- 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をお申込みいただくことは融資の条件ではありません。
- 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は預金等ではなく、元本の返済は保証されておりません。また、預金保険制度の対象にはなりません。従いまして、預金利息はつきません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

用語のご説明 このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

	用語	説明
カ行	家財	生活動産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
	共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
サ行	稿本	本などの原稿をいいます。
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
シ行	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の時価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
チ行	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
リ行	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

	用語	説明
サ行	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
タ行	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、塙、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備は含まれません。
ハ行	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ニ行	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
ヒ行	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
ヘ行	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
コ行	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類 ^(注) を含みます。(注)書類には、電子媒体によるものを含みます。
マ行	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
ロ行	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

大切なご家族を見守りたいあなたへ。保険契約に関する連絡先としてご親族を登録できる制度があります。

家族Eye(親族連絡先制度)

どんな時に役に立つの?

- ご登録いただいた親族(以下、「連絡先親族」といいます。)から、ご契約者さまの契約情報に関してお問合わせいただいた場合、証券番号の確認および本人確認を行ったうえで、契約情報をお答えします。
- ご契約者さまと連絡が取れない等の緊急時に、当社または代理店・扱者から、連絡先親族へご連絡します。

このような方にぴったりな制度です。

(例)自分自身に何かあった際の不安を解消するために、遠方に住む子どもや親族を緊急連絡先としたい、というご高齢の方・両親が高齢であり、万一の際には自分がサポートしたい、保険に関することで両親と連絡が取れない場合は代理店・扱者または保険会社から直接連絡がほしい、という方

※家族Eye(親族連絡先制度)の登録方法や詳細については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

ご契約者さまが、親族の同意を得たうえで、この保険契約に関する緊急連絡先として親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。



GK すまいの保険

GK すまいの保険(ローン団体扱用)

地震保険

MS&AD 三井住友海上

すまいの火災保険・地震保険

2024年10月1日以降始期契約用

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、すまいの火災保険および地震保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list)に掲載のWeb約款をご覧ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(eco保険証券・

- Web約款)をご選択いただいた場合(注)は、当社ホームページをご確認ください(書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません。)(注)「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は除きます。
- ご契約の完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択されたお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内」ハガキ)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ただし、保険契約者からの指定により、始期日以降にお届けする場合があります。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

- **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
 - **注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
 - **しおり** このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

3 商品のご案内

この書面の対象となる商品は次のとおりです。

すまいの火災保険「GK すまいの保険」	保険期間1年～5年(整数年)	(注1) 団体扱(ローン利用者)特約がセットされます。
すまいの火災保険「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」(注1)	保険期間2年～5年(整数年)	

4 この書面の構成

- I **契約締結前におけるご確認事項** ▶ P.24～28
 - 商品の仕組み
 - 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等
 - 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 地震保険の取扱い
 - 満期返れい金・契約者配当金
 - II **契約締結時におけるご注意事項** ▶ P.29
 - 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 - 金融機関を代理店・扱者として「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をご契約される場合のご注意
 - クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
 - III **契約締結後におけるご注意事項** ▶ P.29
 - 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 解約と解約返れい金
- その他ご留意いただきたいこと ▶ P.30

5 用語の説明

- 保険契約者** 当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
- 被保険者** 保険契約により補償を受けられる方をいいます。
- 記名被保険者** 保険証券記載の被保険者をいいます。
- 保険の対象** 保険契約により補償される物をいいます。
- 保険金** 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
- 保険金額** 保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
- 居住用建物** 建物の全部または一部で現実的に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物ならびに常時居住の用に供しうる状態にある別荘(営業用を除きます。)および空家(売却用を除きます。)を含みます。

- 家財** 生活用財産をいい、業務(注)の用にのみ供されるものを除きます。(注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
- 親族** 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- 免責金額** 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 再調達価額** 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- 時価額** 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

しおり 主な用語の説明を参照

6 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口		指定紛争解決機関 注意喚起情報	
当社へのご相談・苦情がある場合 三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料) チャットサポートなどの こちらからアクセスできます。 各種サービス https://www.ms-ins.com/contact/cc/		当社との間で問題を解決できない場合 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808 ・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。) ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	
事故が起こった場合 遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く 0120-258-189 (無料) 三井住友海上事故受付センター			
保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談 一般社団法人 日本損害保険協会 保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 さあ連絡 しよう 0120-309-444 (無料) (土日・祝日および年末年始を除きます。)			

クーリングオフのお申出先 II 契約締結時におけるご注意事項「3.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)」(P.29)のクーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。書面でお申出になる場合は、下記に郵送してください。〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー20階 三井住友海上火災保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

すまいの火災保険の基本となる補償(契約プラン)、自動的にセットされる主な特約(自動セット特約)およびご契約時のお申出によりセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。商品や契約プラン等により特約のセット条件が異なる場合があります。

保険金をお支払いする事故	契約プラン	フルサポートプラン	セレクト(破損汚損なし)プラン	セレクト(水災なし)プラン(注1)	セレクト(水災、破損汚損なし)プラン(注1)	エコミープラン	
火災、落雷、破裂・爆発		○	○	○	○	○	地震保険 原則自動セット(注)
風災、雹災、雪災		○	○	○	○	○	
水ぬれ		○	○	○	○	×	
盗難		○	○	○	○	×	
水災		○	○	×	×	×	
破損、汚損等		○	×	○	×	×	

○:補償されます
×:補償されません

+ (注)「4.地震保険の取扱い(1)商品の仕組み」(P.28)参照

主な自動セット特約	●事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約(注2)	●地震火災費用特約	●防犯対策費用特約(注3)
	●特別費用保険金特約(注3)	●バルコニー等専用使用部分修繕費用特約(注4)	
主な任意セット特約	(建物・家財)さらなる補償	●屋外明記物件特約	●家財明記物件特約
	●建物電氣的・機械的の事故特約(専用・併用住宅用)	●特定機械設備水災補償特約	●自宅外家財特約
	●費用等の補償	●失火見舞費用特約	●類焼損害・失火見舞費用特約
	●賠償の補償	●災害緊急費用特約	●弁護士費用特約
		●日常生活賠償特約	●受託物賠償特約
		●借家賠償・修理費用特約	●マンション居住者包括賠償特約
		●賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約	

- (注1)「セレクト(水災なし)プラン」、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」は、マンション等の共同住宅専用プランです。
 - (注2)事故時諸費用(火災等限定)特約をセットし、保険金のお支払対象を「火災、落雷、破裂・爆発」の事故に限定することも可能です。
 - (注3)保険の対象に建物を含む場合にセットされます。(注4)保険の対象がマンション戸室等の場合にセットされます。
- *特約の詳細および記載のない特約については「普通保険約款・特約」をご確認ください。

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等

(1) 保険の対象

契約概要

保険の対象は、「居住用建物」(注1)または「家財」(注2)(注3)です。なお、次のものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
建物	・保険申込書記載の建物 ・保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されている。記名被保険者の所有する次の①～⑥ ①畳、建具、建物付属設備(建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備) ②建物の基礎(注4) ③門、塀、垣(注4) ④物置、車庫その他の付属建物(延床面積が66㎡未満のもの)(注4)(注5) ⑤庭木(注6) ⑥屋外設備(注6)(注7)
家財	・保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される。記名被保険者または記名被保険者の親族が所有する家財 ・建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備

- (注1)「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の場合、記名被保険者が建設、購入または改良する際の資金の全部または一部として金融機関からの借入金が充当された「居住用建物」をいいます。
- (注2)「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の場合、必ず建物を保険の対象としていただきます。家財のみを保険の対象とすることはできません。
- (注3)貴金属等(貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物その他の美術品)についての損害保険金の支払額は、1個または1組につき100万円または家財の保険金額のいずれかが低い額を限度とします。100万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「家財明記物件」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。
- (注4)ご契約時に含まない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。また、共同住宅の専有戸室のみを保険の対象とする場合、保険の対象に含まれません。
- (注5)延床面積が66㎡以上の物置、車庫その他の付属建物を保険の対象とする場合、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。
- (注6)損害保険金の支払額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。
- (注7)屋外設備について、100万円を超える補償が必要な場合は、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません(注)。自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ等(注)盗難による損害が発生した場合に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象として取り扱います。また、破損、汚損等の事故の場合、ほかに補償されない家財があります(P.25)。

(2) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合	
1	火災、落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意による損害
2	風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水等を除きます。）をいいます（吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。）。	・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由（釘浮き、ゆがみ、ずれ等を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害 ・保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
3	水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます（給排水設備自体に発生した破損等は 6 の事故になります。）。	・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷（釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれ等を含みます。）または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
4	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。	・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって発生した損害 ・置き忘れまたは紛失による損害 ・建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
5	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物または保険の対象である家財に収容する建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または保険の対象である建物または家財に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。 ※水災の認定は、建物ごとに行い、庭木、屋外設備等は、これらが付属する建物の水災の認定によるものとします。 敷地内の屋外に所在する家財については、その建物に収容される家財の水災の認定によるものとします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。） ・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害 等
6	破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、 1 から 4 までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	※ 6 破損、汚損等の事故については、上記のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。 ・保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害 ・電氣的・機械的事故によって発生した損害 ・詐欺または横領によって発生した損害 ・電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 ・楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ・次の家財に発生した損害 ○船舶、航空機、無人機・ラジコン、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具 等

(3) お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

P.24の契約プランの表の「○:補償されます」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物	【全焼・全壊(注1)の場合】 ▶ 損害保険金(注2) = 建物保険金額
	【全焼・全壊(注1)以外の場合】 ▶ 損害保険金(注2) = 損害の額 - 免責金額(自己負担額)(注3) ※原則、損害発生日から起算して2年以内に復旧したことを確認したうえで、保険金をお支払いします。 なお、復旧とは「損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復すること」をいいます。
家財	損害保険金(注2) = 損害の額 - 免責金額(自己負担額)(注3)

(注1)「保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積（汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を除きます。）」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。

(注2)ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額（家財の場合は、家財保険金額）を限度とします。

(注3)免責金額は1回の事故ごとに適用します。また、**2**風災、雹災、雪災以外の事故に適用する免責金額を3万円以下とした場合でも、**3**水ぬれおよび**6**破損、汚損等の事故に適用する免責金額は5万円となります。

※損害の額の算出方法については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合があります。詳細は「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(4) 保険金額の設定 契約概要

保険金額は次の①②のとおりお決めください。実際にご契約いただく保険金額については、保険申込書の保険金額欄、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

①建物の場合

建物保険金額は「建物保険金額設定上限額」(注1)を上限とし、「建物保険金額設定上限額」の10%を下限とする範囲内で、100万円以上1万円単位でお決めください(注2)。

②家財の場合

家財保険金額は再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお決めください(注2)。

(注1)ご契約時に算出した当社所定の「建物の標準評価額(再調達価額)」の上限額です。その建物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、この保険契約と他の保険契約等の合計保険金額に対して、建物保険金額設定上限額を適用します。

(注2)複数の契約に分けてご加入いただく場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(5) 主な特約の概要 契約概要

事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約	1 火災、落雷、破裂・爆発、 2 風災、雹災、雪災、 4 盗難(注)、 5 水災の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金に保険申込書記載の割合を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険申込書記載の額を限度とします。 (注)損害保険金(家財)における「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。
日常生活賠償特約	日本国内もしくは日本国外において、日常生活の事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します(日本国内で線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害も補償します。)
類焼損害・失火見舞費用特約	火災、破裂または爆発の事故により、近隣の建物や建物に収容される動産が損壊した場合に、その類焼先の損害(注)および見舞金の費用を補償します。 (注)他の保険契約から支払われる保険金を差し引いた額を類焼先にお支払いします。

※上記特約の詳細および記載のない特約については「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(6) 複数のご契約があるお客さまへ(特約の補償重複) 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(火災保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例
日常生活賠償特約	自動車保険または傷害保険の日常生活賠償特約(個人賠償を補償する特約)
建物のご契約の類焼損害・失火見舞費用特約	家財のご契約の類焼損害・失火見舞費用特約
自宅外家財特約	傷害保険または海外旅行保険の携行物品特約
弁護士費用特約	自動車保険または傷害保険の弁護士費用特約

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間：P.23の「3.商品のご案内」をご確認ください。
- 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後4時

※保険期間が5年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約については、ご契約の終了する日(始期日から5年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注)で自動継続されます(予定継続期間満了時までご契約が自動継続されます。)。なお、保険期間の途中で建物が保険の対象でなくなった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。

(注)当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

【GK すまいの保険(ローン団体扱用)の場合】

保険期間(保険期間が5年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合は予定継続期間)は、満期日または予定継続期間の満了日が住宅ローン等の完済予定年月+1年以内となるように設定してください。

(8) 保険契約者、記名被保険者(「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」によるご契約が可能な場合) 契約概要

「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は、保険契約者、記名被保険者となる方がいずれも次の要件を満たす場合に限りご契約が可能です。

保険契約者	始期日において保険の対象である建物の建設、購入または改良のための資金を金融機関から借り入れた方(債務者)(注1)(注2)(注3)となります。 (注1)独立行政法人 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)に基づく融資制度により、金融機関から資金を借り入れた場合を含みます。 (注2)融資実行前であっても、始期日において、金融機関と融資に関わる金銭消費貸借契約を締結している方および金融機関から書面による融資決定通知等を受領している方を含みます。 (注3)保険期間中に保険契約者(または記名被保険者)が死亡した場合、相続人への名義変更を行うことができます。
記名被保険者	保険契約者と同一となります。ただし、保険の対象が共有物件である場合には、その共有者を記名被保険者に含めます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

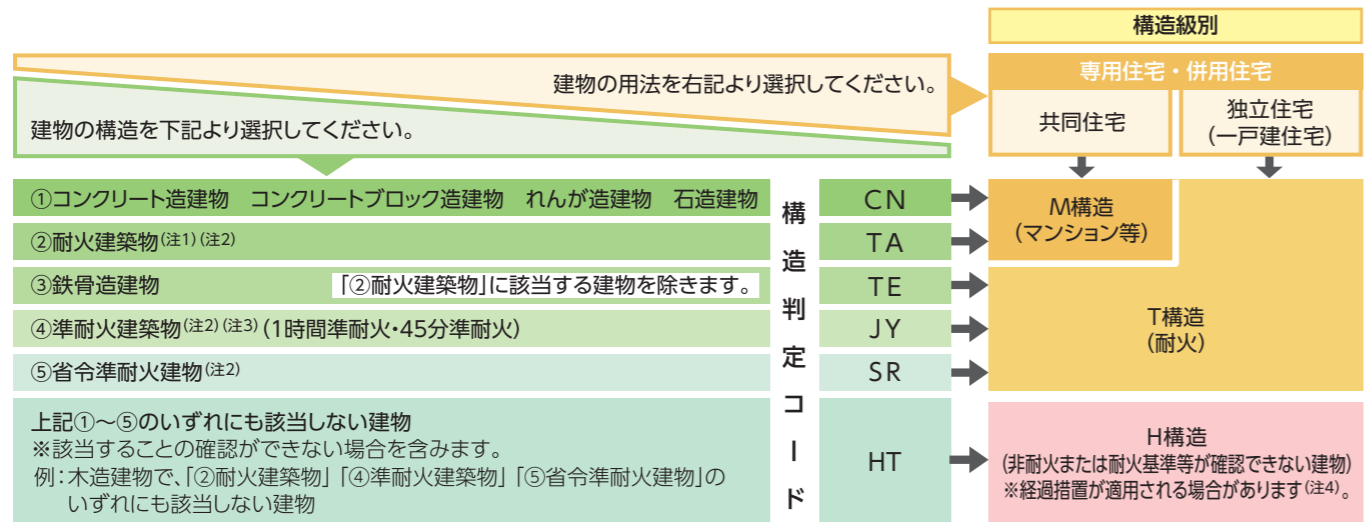
(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、建物(家財を収容する建物を含みます。)の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。なお、建物と家財を1つの保険申込書で同時にお申込みいただく場合、割引が適用されます(家財セット割引)。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

しおり 保険料を参照

【構造級別判定手順】

建物(家財を収容する建物を含みます。)の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造またはT構造となりますので必ずご確認ください。



- (注1)「耐火構造建築物」、「主要構造部(注5)が耐火構造の建物」、「主要構造部(注5)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(注6)に適合する構造の建物」を含みます。
- (注2) 確認資料のご提示等が必要な場合があります。
- (注3)「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。
- (注4) 継続契約等の場合、「経過措置」が適用されることにより、保険料が軽減されることがあります。
- (注5) 耐火建築物における主要構造部とは、建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。
- (注6) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)による改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。
- 2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例:壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。)

しおり 構造級別判定手順、経過措置を参照

○: 選択できます ×: 選択できません

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いしません。

【「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の場合】

払込方法は、団体を構成する金融機関等により異なりますので、詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。

しおり その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)を参照

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払、請求書払の場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。(注) 口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

【「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の場合】

保険料はご契約と同時に払い込んでください。なお、ご契約の際に、当社の指定する場所あての保険料の振込依頼書または保険契約者の指定する口座からの振替依頼書を融資金融機関に提出される場合は、保険料の払込みを猶予します。この場合でも、始期日から一定期間内に保険料の払込みがない場合は、保険料を払い込んでいただく前に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。

※第2回目以降分割保険料および当社の認めた集金者を経由して保険料を払い込んでいただく場合等はこの限りではありません。詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、すまいの火災保険(以下、4.において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。地震保険のご契約を希望されない方は、書面によるお申込みの場合、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。

(2) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険は実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。次表の「お支払いする保険金の額」をご確認ください。なお、損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		家財	お支払いする保険金の額
	建物	家財		
全損	建物の時価額の50%以上	または 建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	または 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	または 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	または 主要構造部の損害の程度が全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物について、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等(注)による保険金の総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります(2024年3月現在)。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定していただきます。したがって、主契約の保険の対象である建物に門、塀、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物も含まれていますが、付属物だけに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、代理店・扱者または当社にその旨ご相談ください。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
- 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに発生した損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

(4) 保険期間、保険料払込方法 契約概要

主契約と同じです。

(5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等) 契約概要

● 地震保険の対象は「居住用建物」またはその建物に収容されている「家財」です(注)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 自動車
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(注) 屋外明記物件および家財明記物件には地震保険はセットできません。

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、構造等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。
- 所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。

しおり 地震保険割引の割引率・適用条件等を参照

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかると見込まれる地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申しいただく事項)

注意喚起情報

- 1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の情報：所在地、面積、構造、建物形態・用法、建物内の職作業、建築年月^(注)、共同住宅戸室数、建築費または取得価額
 - ② 他の保険契約等に関する情報^(注)：建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約
 - ③ 地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)：免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引
- (注) 保険の対象に建物を含む場合のみ、告知事項となります。

2. 金融機関を代理店・扱者として「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をご契約される場合のご注意

- 1) 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をお申込みいただくことは融資の条件ではありません。
- 2) 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は預金等ではなく、元本の返済は保証されていません。また、預金保険制度の対象にはなりません。従いまして、預金利息はつきません。

3. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- 1) 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を当社へ郵送(8日以内の消印有効)してください。なお、代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません。

クーリングオフを書面でお申出になる場合の宛先はP.23をご覧ください。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- 2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

- 3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また、代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

【書面(ハガキ)のご記載事項】

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② 保険契約者のご住所・ご署名・お電話番号
- ③ ご契約のお申込日
- ④ お申込みされた保険の種類
- ⑤ 証券番号または領収証番号
- ⑥ ご契約の代理店・扱者名、仲立人名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- 1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の構造を変更したこと
- ② 建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更したこと
- ③ 建物または家財の所在地を変更したこと
- ④ 建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって延床面積が増加または減少したこと

- 2) 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただけます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③ 家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

- 3) 次の場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 建物等を譲渡(売却、贈与等)する場合
- ② 保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
- ③ ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ④ (1)【通知事項】のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

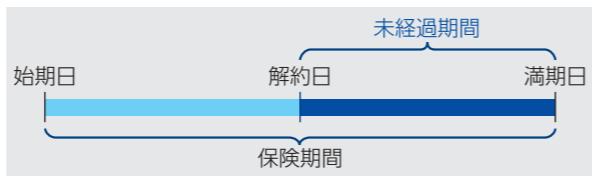
2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

29



【しおり】 失効について、保険金支払後の保険契約(ご契約が終了する場合等)を参照

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店・扱者または当社へご相談ください。トラブルがあった場合には、P.23の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

【しおり】 事故が起こった場合の手続き(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類)・代理請求人制度を参照

2 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族^(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。なお、配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ② 代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

1 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
2 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

【しおり】 保険金額の一部取消、保険証券および控除証明書の確認・保管、保険期間中における特約のセット、割増・割引の適用等を参照

4 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

5 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

6 継続契約について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります(自動継続契約については、当社より自動継続を中止することがあります)。あらかじめご了承ください。

7 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引割割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

8 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合、損害保険会社が破綻したときでも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

9 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

これまでご契約されていた火災保険(当社のご契約に限られません。)を満期日前に解約し、今回新たに当社でご契約される場合、補償内容、保険料および付帯サービス等が変更となることがあります。以下の不利益が生じる可能性について事前にご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- ・ご契約当時から複数回の保険料改定が実施され、または過去に適用していた割引が変更または廃止されたことにより、今回新たにご契約される場合に保険料が大幅に高くなる場合があります。
- ・商品改定により、現在の火災保険商品で選択可能な最長の保険期間は、過去の火災保険商品よりも短縮されており、長期契約における保険料面のメリットが小さくなっています。
- ・商品改定により、家財の保険の対象の範囲が変更となり、補償対象外となるものがあります。

30